

第14回定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月21日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）

開催場所

埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の2
西武第二ビル（8階）くすのきホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

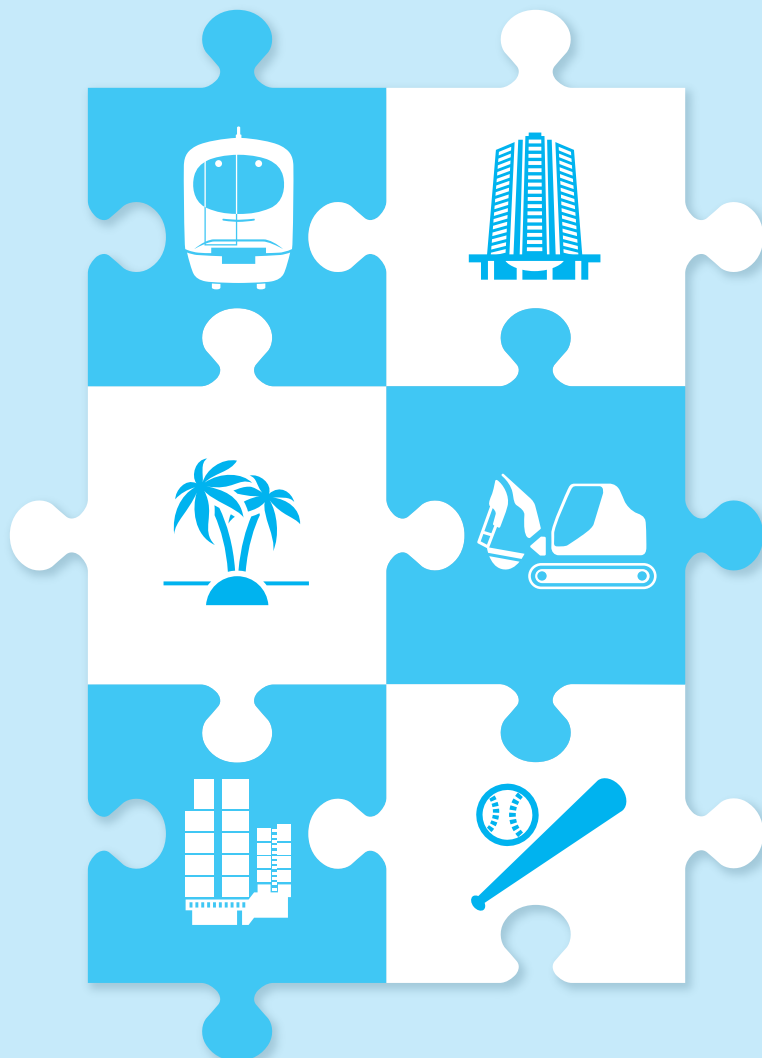


郵送及びインターネット等による
議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時まで

株式会社西武ホールディングス

（証券コード 9024）



Group Vision

グループビジョン

グループ理念

私たち西武グループは
地域・社会の発展、環境の保全に貢献し、
安全で快適なサービスを提供します。
また、お客さまの新たな感動の創造に
誇りと責任を持って挑戦します。

グループ宣言

私たちは、「お客さまの行動と感動を創りだす」
サービスのプロフェッショナルをめざします。

1. 誠実であること

常に、「安全」を基本にすべての事業・サービスを推進します。
常に、オープンで、フェアな心を持って行動します。
常に、お客さまの声、地域の声を大切にします。

2. 共に歩むこと

常に、自然環境、地球環境への配慮を忘れません。
常に、地域社会の一員として行動します。
常に、グループ内外と積極的に連携を図ります。

3. 挑戦すること

常に、グローバルな視点を持って行動します。
常に、時代を先取りする新しいサービスを提案します。
常に、お客さまの生活に新しい感動を提供します。

スローガン

でかける人を、ほほえむ人へ。

目次

グループビジョン	1
第14回定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使方法のご案内	3
株主総会参考書類	4
事業報告	19
連結計算書類	47
計算書類	49
監査報告書	51

株主各位

(証券コード 9024)

2019年5月31日

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

株式会社西武ホールディングス

代表取締役社長 後 藤 高 志

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時 （受付開始時刻は午前9時を予定しております。）						
2 場 所	埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の2 西武第二ビル（8階） くすのきホール						
3 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件
報告事項	1. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件						
	2. 第14期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件						
決議事項	第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件						
4 招集にあたっての決定事項	議決権行使書により複数回議決権を行使された場合及びインターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものいたします。また、議決権行使書とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等により行使された内容を有効なものいたします。						

以 上

- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、株主資本等変動計算書、個別注記表となります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

当社ウェブサイト <http://www.seibuholdings.co.jp/>

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

1. 株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

なお、株主総会にご出席になれない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会に出席されることが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

日時 2019年6月21日(金曜日) **午前10時** (受付開始：午前9時予定)

場所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の2
西武第二ビル(8階) くすのきホール
(末尾の「株主総会会場 ご案内図」をご参照ください。)

2. 議決権行使書の郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2019年6月20日(木曜日) **午後5時到着分まで**

3. インターネット等による議決権の行使



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、初回ログインの際に、「パスワード」を変更していただく必要があります。

行使期限 2019年6月20日(木曜日) **午後5時入力完了分まで**

パソコン等の操作方法に
関するお問合せ先

みずほ信託銀行 証券代行部
 **0120-768-524** (平日 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、事前のご利用申込みをいただくことにより、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用いただくことができます。

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループの事業は、都市交通・沿線事業やホテル・レジャー事業、不動産事業を中心としており、持続的かつ力強い成長を果たしていくことを経営の目標としております。このため、当社は、グループ全体の経営基盤の強化や企業価値の向上をはかり、内部留保を充実させることで財務体質を強化し、安定した配当を継続的におこなうことを基本方針としております。

また、「西武グループ長期戦略」における財務戦略では、ステークホルダーへの還元と、成長に資する投資の実施を最適なバランスでおこなっていくことを方針として定めております。

これらを鑑み、引き続き成長に資する投資を積極的に実施していくとともに、さらなる株主還元の充実をはかるべく、中長期的には連結配当性向を30%まで引き上げることを目標とし、利益配分に努めてまいります。

第14期の期末配当につきましては、基本方針及び財務戦略に基づき、当期の業績を勘案したうえ、連結配当性向の目安を15%から20%以上に引き上げ、1株当たりの普通配当を前期末から7円増額し、1株につき18円50銭といたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合には、当期の中間配当金（1株につき11円50銭）を加えた1株当たりの年間配当金は、30円となります。

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

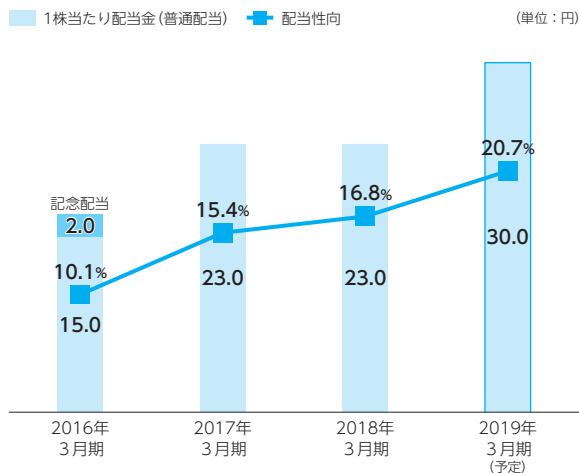
当社普通株式1株につき金18円50銭

総額 6,143,163,132円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月24日

【ご参考】1株当たりの年間配当金及び配当性向の推移



第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役小川周一郎、大宅映子、小城武彦、後藤啓二の4名は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

また、当社の取締役候補者の指名の方針及び手続、社外役員の独立性判断基準は、10ページをご参照ください。

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は、社内取締役8名、社外取締役4名（うち女性1名）となる予定であります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当		
1	小 川 周一郎	取締役 人事部、グループ人材開発部	再 任	
2	大 宅 映 子	取締役	再 任	社 外 独立役員
3	小 城 武 彦	取締役	再 任	社 外 独立役員
4	後 藤 啓 二	取締役	再 任	社 外 独立役員

【上記4名の各候補者に共通する注記】

- 各候補者の年齢は、本総会終結時の満年齢となります。
- 各候補者が所有する当社株式の数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

【上記社外取締役候補者3名に共通する注記】

- 各候補者の社外取締役在任年数は、本総会終結時における期間となります。
- 当社は、大宅映子、小城武彦、後藤啓二の各氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- 当社は、大宅映子、小城武彦、後藤啓二の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

候補者番号

1

小川 周一郎

1966年2月15日生（満53歳）

所有する当社株式の数

4,733株

取締役在任年数

2年

再任



【略歴、地位及び担当】

- 1989年 3 月 西武鉄道株式会社に入社
- 2007年 5 月 株式会社西武ライオンズ取締役コンプライアンス室長
- 2008年 6 月 同社取締役
- 2010年 4 月 同社取締役経営企画部長
- 2010年 6 月 西武鉄道株式会社運輸部長
- 2015年 1 月 同社執行役員運輸部長
- 2016年 6 月 同社取締役上席執行役員運輸部長
- 2017年 4 月 当社執行役員人事部長
株式会社プリンスホテル取締役上席執行役員
- 2017年 6 月 **当社取締役（現任）**
当社上席執行役員人事部長（現任）
- 2019年 4 月 株式会社プリンスホテル取締役常務執行役員（現任）

【当社における担当】人事部、グループ人材開発部

2018年度における取締役会への出席状況

17/17回（出席率100%）

重要な兼職の状況

株式会社プリンスホテル取締役

■ 取締役候補者とした理由

小川周一郎氏は、人事部門の担当として、当社グループの人事施策を広く管理・統括し、人材の育成や人材の有効活用、人材の力を最大限に引き出す環境を整備するなど、企業価値向上に貢献してまいりました。今後も当社グループの持続的な成長に資する人事施策を立案・実現させることで、中長期的な企業価値向上に貢献するものと確信し、取締役候補者といたしました。

取締役候補者から株主さまへのメッセージ

企業価値向上につながる重要な経営資源の一つは人材であると考えております。当社グループのグループビジョンを体現し、モチベーションが高く主体的に行動できる人材を採用・育成するとともに、グループ横断的な人員配置と多様な人材活用を積極的に推進してまいります。加えて、多様な働き方に対応し、人材の力を最大限に引き出す環境整備を進めていくことで、当社グループの企業価値向上に貢献してまいります。

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

※同氏の取締役在任年数は、本総会終結時における期間となります。

候補者番号

2

お お や え い こ
大宅 映子
(戸籍上の氏名 枝廣 映子)

1941年2月23日生 (満78歳)

所有する当社株式の数

5,322株

社外取締役在任年数

6年

再任

社外

独立
役員



【略歴、地位及び担当】

1969年 6 月 株式会社日本インフォメーション・システムズ代表取締役
1984年 8 月 有限会社オフィスE代表取締役
1991年 7 月 株式会社大宅映子事務所代表取締役 (現任)
2001年 6 月 株式会社資生堂社外監査役
2007年 5 月 株式会社高島屋社外取締役
2008年 4 月 財団法人大宅壮一文庫 (現 公益財団法人大宅壮一文庫) 理事長 (現任)
2013年 6 月 当社社外取締役 (現任)
2016年 2 月 特定非営利活動法人全世代代表理事 (現任)

2018年度における取締役会への出席状況

16/17回 (出席率94.1%)

重要な兼職の状況

—

■ 社外取締役候補者とした理由

大宅映子氏は、長きにわたる評論家や各種審議会・委員会の委員としての活動によって得られた国内外の社会情勢に関する豊富な知見及び見識を有しております。同氏の幅広い活動に裏付けられた大局的かつ多面的な発言や指摘は、様々なステークホルダーの観点の当社経営への反映とともに、取締役会の活性化につながっております。今後も、当社グループの中長期的な企業価値向上に必ず貢献するものと確信し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者から株主さまへのメッセージ

当社グループは、お客さまの生活に密着し豊かにする事業を幅広く営んでおり、複眼的な視点に根ざした意見やものの見方が求められていると考えております。私は、客観的な視点と自らの経験や知識に基づき、取締役会において積極的に発言をしております。今後も多くの審議会や他社での社外取締役などの活動で培った経験を大いに活かし、企業の社会的責任の遂行及びダイバーシティ経営の推進に貢献していく所存です。

※当社は、同氏が代表理事を務める特定非営利活動法人全世代に対し寄付を行っておりますが、過去3事業年度の平均の寄付金額は0百万円であり、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の基準金額を下回っており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

候補者番号

3

お ぎ た け ひ こ
小城 武彦

1961年8月8日生（満57歳）

所有する当社株式の数

2,659株

社外取締役在任年数

6年

再任

社外

独立
役員



【略歴、地位及び担当】

1984年 4 月 通商産業省（現 経済産業省）に入省
2000年 5 月 株式会社ツタヤオンライン代表取締役社長
2002年 6 月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役常務
2004年 7 月 株式会社産業再生機構マネージングディレクター
2004年11月 カネボウ株式会社代表執行役社長
2007年 4 月 丸善株式会社代表取締役社長
2010年 2 月 CHIグループ株式会社（現 丸善CHIホールディングス株式会
社）代表取締役社長
2010年12月 株式会社トゥ・ディファクト代表取締役社長
2013年 6 月 **当社社外取締役（現任）**
2015年 6 月 **株式会社ミスミグループ本社社外取締役（現任）**
2015年 8 月 **株式会社日本人材機構代表取締役社長（現任）**

2018年度における取締役会への出席状況

16/17回（出席率94.1%）

重要な兼職の状況

株式会社日本人材機構代表取締役社長
株式会社ミスミグループ本社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

小城武彦氏は、様々な業種の企業において経営改革に取り組み、特に消費者を見据えた企業経営において経営者としての優れた実績を残しており、実務経験に基づく卓越した経営能力を有しております。同氏の経営者としての実績や経験等に基づいた社外取締役としての意見は、コーポレート・ガバナンスの強化及び取締役会の活性化に貢献しております。今後、当社グループの中長期的な企業価値向上に必ず貢献するものと確信し、社外取締役候補者となりました。

社外取締役候補者から株主さまへのメッセージ

企業経営の目的は、ビジョンに掲げた社会への貢献を中長期的な視点に立って持続的に果たしていくことにありと私は考えております。西武グループが新たな成長軌道に乗り、上場企業としての社会的責任を果たし株主の皆さまのご期待に沿えるよう、自身の経験をもとにコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

後藤 啓二

1959年7月30日生（満59歳）

所有する当社株式の数

9,316株

社外取締役在任年数

4年

再任

社外

独立
役員



【略歴、地位及び担当】

1982年 4 月 警察庁に入庁
1992年 6 月 内閣法制局内閣参事官補
2001年 4 月 大阪府警察本部生活安全部長
2003年 1 月 愛知県警察本部警務部長
2004年 8 月 内閣官房（安全保障・危機管理担当）内閣参事官
2005年 8 月 弁護士登録
西村とさわ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所
2006年 3 月 株式会社白洋舎社外監査役
2008年 7 月 後藤コンプライアンス法律事務所設立
2009年 4 月 株式会社プリンスホテル社外監査役
2012年 5 月 セントラル警備保障株式会社社外監査役（現任）
2013年 6 月 株式会社プリンスホテル社外取締役
2015年 6 月 当社社外取締役（現任）
2016年 6 月 株式会社プリンスホテル取締役（現任）
フクダ電子株式会社社外監査役（現任）

2018年度における取締役会への出席状況

16/17回（出席率94.1%）

重要な兼職の状況

株式会社プリンスホテル取締役
セントラル警備保障株式会社社外監査役
フクダ電子株式会社社外監査役
弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由

後藤啓二氏は、弁護士として、企業法務に関する高い専門性と、豊富な経験、高い見識を有しております。同氏の知識や経験等に基づく大所高所からの意見は、コーポレート・ガバナンスの強化及びサステナビリティアクションの推進に貢献しております。今後も、当社グループの中長期的な企業価値の極大化に必ず貢献するものと確信し、社外取締役候補者といたしました。

社外取締役候補者から株主さまへのメッセージ

当社グループでは、今後の成長が期待できる様々な事業やプロジェクトが進行しています。私は、社外取締役として、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与できるよう、取締役会等において独立の立場から積極的に意見を述べるなど、これまでの職歴や他社の社外監査役などの経験を活かしてコーポレート・ガバナンスのさらなる強化及びサステナビリティアクションの一層の推進に努める所存です。

※同氏は、当社の子会社である株式会社プリンスホテルの取締役（非業務執行）であります。また、同氏は、2009年4月から2010年5月まで同社の社外監査役、2013年6月から2016年6月まで同社の社外取締役でありました。

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

〈ご参考〉取締役候補者の指名の方針及び手続

取締役候補者の選定にあたっては、再任者については、任期中の企業価値向上等への貢献をふまえて再任に相応しいか否かを審議したうえで、新任者については、優れた人格・識見を有しているか、また企業価値向上に貢献しうる人材であるか否かを審議したうえで、それぞれ決定しております。

取締役候補者の決定に際しては、客観性・透明性を確保するため社外取締役4名を過半数の委員とする指名諮問委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

〈ご参考〉西武ホールディングス社外役員の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれにも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結売上の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (2) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社が売上の2%以上を占める取引先」の業務執行者
- (3) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、当社の連結総資産の2%以上を占める借入先」の業務執行者
- (4) 「過去3事業年度のいずれかにおいて、出資比率10%以上の当社の主要株主および出資先」の業務執行者
- (5) 過去3事業年度のいずれかにおいて、当社から年間10百万円超の報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- (6) 過去3事業年度の平均で、当社から年間10百万円超の寄付または助成を受けている者、または組織の業務執行者
- (7) 当社および連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族

第3号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

当社の取締役（社外取締役を除きます。以下本議案において同じとします。）の報酬は、基本報酬と株式報酬型ストックオプションから構成されておりますが、取締役を対象に、役位及び業績達成度に応じて当社株式等の給付をおこなう新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしたいと存じます。

当社といたしましては、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、取締役報酬と中長期的な業績向上及び株主価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することにより、企業価値・株主価値の極大化に対する取締役の貢献意欲をさらに高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2018年6月21日開催の第13回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬限度額（年額660百万円以内（うち社外取締役分年額120百万円以内）。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額（上限）及び内容等についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

また、当社は、2014年6月25日開催の第9回定時株主総会において、当社の取締役に対して株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を年額250百万円以内で付与する旨及び当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本議案の承認可決を条件として、上記決議に係る株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬枠を廃止することといたします。ただし、既に付与した新株予約権のうち未行使のものは、今後も存続いたします。

これにより、本株主総会において本議案が承認可決された場合、当社の取締役の報酬は基本報酬と株式報酬により構成されることとなります。

なお、第2号議案「取締役4名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる取締役は8名となります。

なお、本制度の導入については、社外取締役4名が過半数の委員を占める報酬諮問委員会からの助言を得ております。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程【年次インセンティブ】及び役員株式給付規程【長期インセンティブ】（以下総称して「役員株式給付規程」といいます。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した

金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。本制度は、取締役が在任中一年ごとに役位及び業績達成度に応じて当社株式等の給付（以下「年次インセンティブ給付」といいます。）を受ける制度（以下「年次インセンティブ制度」といいます。）と、取締役の退任時に役位に応じて当社株式等の給付（以下「長期インセンティブ給付」といいます。）を受ける制度（以下「長期インセンティブ制度」といいます。）から構成されるものとします。

- (2) 本制度の対象者
社外取締役以外の当社取締役

- (3) 信託期間
2020年3月末日に終了する事業年度中に本信託を設定してから本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

- (4) 信託金額（報酬等の額）
本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記（6）及び（7）に従って当社株式等の給付をおこなうために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を次の（ア）及び（イ）のとおり拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記（5）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

（ア）年次インセンティブ給付

当社は、2020年3月末日に終了する事業年度から2022年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「年次インセンティブ給付当初対象期間」といい、年次インセンティブ給付当初対象期間及び年次インセンティブ給付当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「年次インセンティブ給付対象期間」といいます。）及びその後の各年次インセンティブ給付対象期間を対象として年次インセンティブ制度を導入し、取締役への当社株式等の給付をおこなうため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記（3）の信託期間の開始時に、年次インセンティブ給付当初対象期間に対応する必要資金として、300百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、年次インセンティブ給付当初対象期間経過後も、年次インセンティブ制度が終了するまでの間、当社は、原則として年次インセンティブ給付対象期間ごとに、300百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出をおこなう場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各年次インセンティブ給付対象期間に関して取締

役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「年次インセンティブ給付残存株式等」といいます。))があるときは、年次インセンティブ給付残存株式等の金額(当社株式については、直前の年次インセンティブ給付対象期間の末日における時価とします。))と追加拠出される金銭の合計額は、300百万円を上限とします。

なお、当社は、年次インセンティブ給付当初対象期間を含む年次インセンティブ給付対象期間中、当該年次インセンティブ給付対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出をおこなうことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(イ) 長期インセンティブ給付

当社は、2020年3月末日に終了する事業年度から2022年3月末日に終了する事業年度までの3事業年度(以下、当該3事業年度の期間を「長期インセンティブ給付当初対象期間」といい、長期インセンティブ給付当初対象期間及び長期インセンティブ給付当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「長期インセンティブ給付対象期間」といいます。))及びその後の各長期インセンティブ給付対象期間を対象として長期インセンティブ制度を導入し、取締役への当社株式等の給付をおこなうため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、上記(3)の信託期間の開始時に、長期インセンティブ給付当初対象期間に対応する必要資金として、450百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、長期インセンティブ給付当初対象期間経過後も、長期インセンティブ制度が終了するまでの間、当社は、原則として長期インセンティブ給付対象期間ごとに、450百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出をおこなう場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各長期インセンティブ給付対象期間に関して取締役役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。))及び金銭(以下「長期インセンティブ給付残存株式等」といいます。))があるときは、長期インセンティブ給付残存株式等の金額(当社株式については、直前の長期インセンティブ給付対象期間の末日における時価とします。))と追加拠出される金銭の合計額は、450百万円を上限とします。

なお、当社は、長期インセンティブ給付当初対象期間を含む長期インセンティブ給付対象期間中、当該長期インセンティブ給付対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出をおこなうことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（４）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

取得株式数は、当初対象期間（年次インセンティブ給付当初対象期間及び長期インセンティブ給付当初対象期間をいいます。）につきましては、本信託設定後遅滞なく、取引所市場より、375,000株を上限として取得するものとします。

なお、その後の給付対象期間（年次インセンティブ給付対象期間及び長期インセンティブ給付対象期間をいいます。）につきましても、それぞれ375,000株を上限として取得するものとします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の算定方法

(ア) 年次インセンティブ給付

取締役には、年次インセンティブ給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程【年次インセンティブ】に基づき役位及び業績達成度を勘案して定まる数のポイントが毎年付与されます。

(イ) 長期インセンティブ給付

取締役には、長期インセンティブ給付のため、各事業年度に関して、役員株式給付規程【長期インセンティブ】に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが毎年付与されます。

(ウ) ポイントの換算と確定

取締役に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等がおこなわれた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整をおこないます。）。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、上記（ア）により付与される年次インセンティブ給付のためのポイントと、上記（イ）により付与される長期インセンティブ給付のためのポイントとで区分して、各受益権確定時までには当該取締役に付与されたポイントを合計した数でそれぞれ確定します（以下、年次インセンティブ給付のために確定したポイントを「年次インセンティブ給付確定ポイント数」といい、長期インセンティブ給付のために確定したポイントを「長期インセンティブ給付確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

(ア) 年次インセンティブ給付

役員株式給付規程【年次インセンティブ】に定める受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続をおこなうことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定めら

れる「年次インセンティブ給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【年次インセンティブ】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付をおこなうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(イ) 長期インセンティブ給付

取締役が退任し、役員株式給付規程【長期インセンティブ】に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続をおこなうことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「長期インセンティブ給付確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程【長期インセンティブ】に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付をおこなうために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることになります。

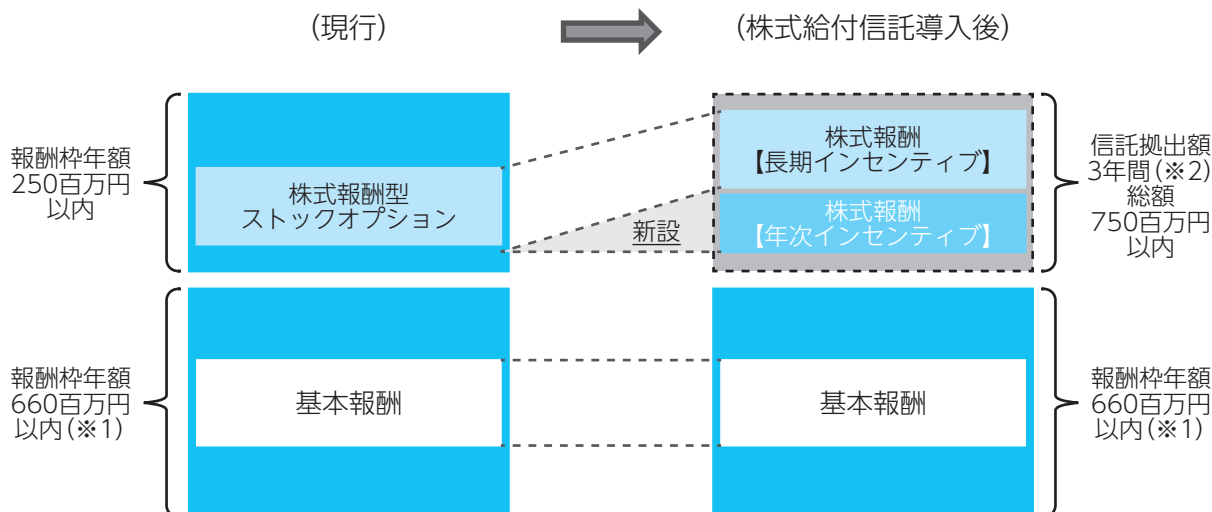
(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

<ご参考>

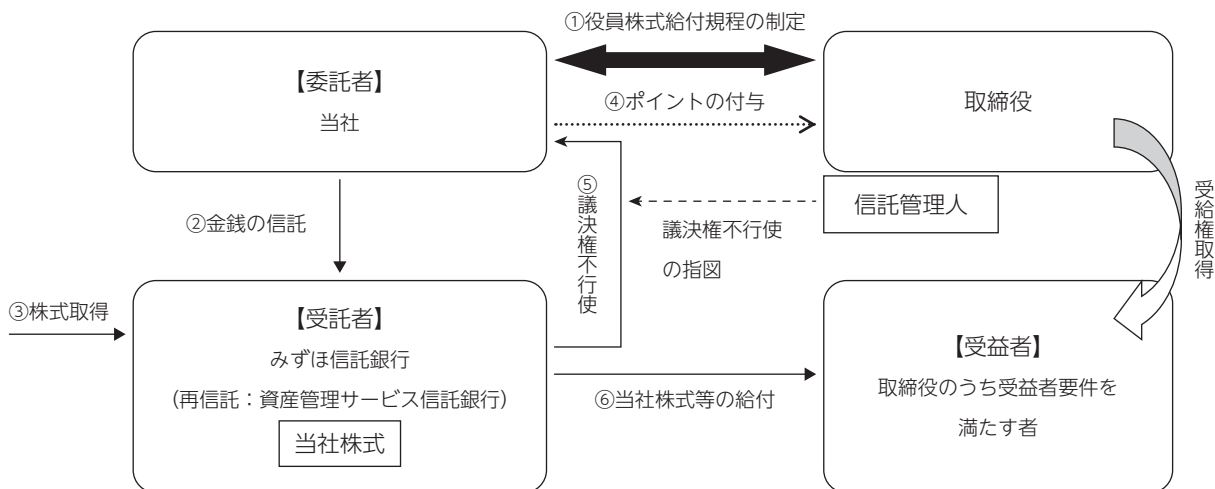
1. 当社取締役の報酬枠及び報酬体系のイメージ図



※ 1 社外取締役分年額120百万円以内を含みます。

※ 2 当初対象期間及びその後の給付対象期間の各 3 年間を指します。

2. 本制度の仕組み



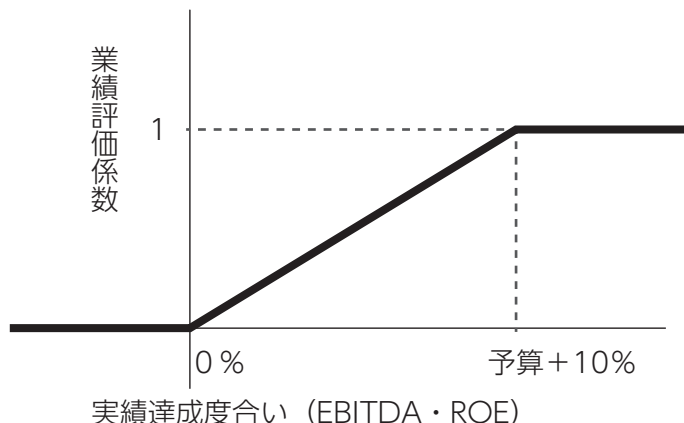
- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 当初の年次インセンティブ制度及び長期インセンティブ制度における付与ポイント数の算定方法

(1) 年次インセンティブ制度

役位ポイント (役位に応じて決定)	×	業績評価係数※ (年度業績に応じて決定)	=	年次インセンティブ 付与ポイント
----------------------	---	-------------------------	---	---------------------

※ EBITDA、ROE（自己資本利益率）の2つを指標とし、いずれの指標の実績値も年度予算値比＋10%以上の場合に係数が1となる設定（下図イメージのとおり）とし、双方の達成度合いを50%ずつ加味して算出いたします。ただし、いずれか一方の指標の実績値が予算未達成の場合は付与いたしません。



(2) 長期インセンティブ制度

長期インセンティブの付与ポイントは、前年の定時株主総会日から当年の定時株主総会日までの期間における役位に応じた役位ポイントとします。

年次インセンティブ制度及び長期インセンティブ制度の役位ポイントについては、今後所定の手続きを経て有価証券報告書等において開示する予定です。

4. 本信託の概要及び当初対象期間における当社株式の取得内容

(1) 本信託の概要

①名称	株式給付信託 (BBT)
②委託者	当社
③受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：資産管理サービス信託銀行株式会社)
④受益者	取締役のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
⑤信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
⑥信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
⑦信託の期間	2020年3月末日に終了する事業年度中に本信託を設定してから本信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)

(2) 当初対象期間における当社株式の取得内容

①取得する株式の種類	当社普通株式
②取得する株式の総額	750百万円を上限とする (3事業年度分の株式取得資金として信託する金額)
③取得する株式の上限	375,000株
④株式の取得方法	取引所市場より取得
⑤株式の取得期間	2019年8月1日 (予定) から2020年3月31日 (予定) まで

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

1. 当連結会計年度の概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出や生産の一部に弱さも見られるものの、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかに回復しております。しかしながら、先行きについては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響が懸念されるなど不透明な状況であります。

このような状況の中、当連結会計年度においては、長期的な目標水準に向けて持続的かつ力強い成長を達成するため、3カ年の「西武グループ中期経営計画（2018～2020年度）」を策定し、前回計画（2017～2019年度）に引き続き「新たな視点でスピード感をもって、イノベーションに挑戦」と「長期的視点での成長基盤の確立」を基本方針として、「新規事業分野の創出」と「既存事業領域の強化」の2点を重点課題に取り組んでまいりました。

こうした中で新規事業分野の創出のため、アイデアと社会をつなぐ、アクセラレーターの枠を超えた事業創出プログラム「SWING」の開始や、VCファンドへ出資など積極的な取り組みを実施しました。

また、ホテル・レジャー事業では、海外ラグジュアリーブランド「The Prince Akatoki」を創設し、イギリス・ロンドンと中国・広州での出店を決定いたしました。都市交通・沿線事業では、新型特急車両「Laview」が運行を開始したほか、不動産事業では、2019年2月にオフィスビル「ダイヤゲート池袋」が竣工いたしました。

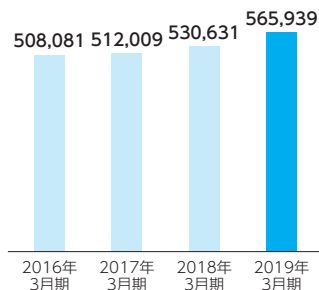
当連結会計年度における経営成績の概況は、営業収益は、5,659億39百万円と前期に比べ353億7百万円の増加（前期比6.7%増）となり、営業利益は、733億32百万円と前期に比べ90億72百万円の増加（同14.1%増）となり、償却前営業利益は、1,273億29百万円と前期に比べ117億49百万円の増加（同10.2%増）となりました。

経常利益は、営業利益の増加により、654億15百万円と前期に比べ99億24百万円の増加（同17.9%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、454億57百万円と前期に比べ25億48百万円の増加（同5.9%増）となりました。

〈ご参考〉決算ハイライト

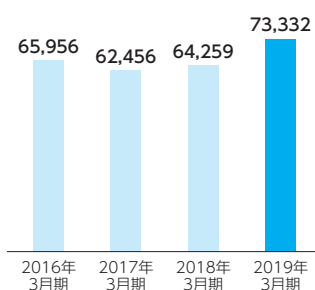
■ 営業収益

(単位：百万円)



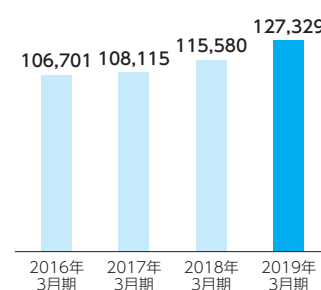
■ 営業利益

(単位：百万円)



■ 償却前営業利益

(単位：百万円)



2. 当連結会計年度のセグメント別営業収支

(単位：百万円)

セグメントの 名称	営業収益			営業利益			償却前営業利益		
	当連結 会計年度	前期比 増減	前期比 増減率 (%)	当連結 会計年度	前期比 増減	前期比 増減率 (%)	当連結 会計年度	前期比 増減	前期比 増減率 (%)
都市交通・ 沿線事業	163,088	1,032	0.6	27,087	△167	△0.6	48,765	△296	△0.6
ホテル・ レジャー事業	219,801	14,946	7.3	19,741	2,441	14.1	36,077	3,337	10.2
不動産事業	69,651	7,358	11.8	20,095	4,277	27.0	30,420	5,343	21.3
建設事業	109,690	9,687	9.7	5,890	1,138	24.0	6,315	1,163	22.6
ハワイ事業	19,089	3,714	24.2	△1,377	625	—	1,206	1,109	—
その他	41,931	2,504	6.4	1,252	204	19.5	4,312	352	8.9
合計	623,252	39,244	6.7	72,691	8,519	13.3	127,098	11,008	9.5
調整額	△57,313	△3,936	—	641	552	626.1	231	741	—
連結数値	565,939	35,307	6.7	73,332	9,072	14.1	127,329	11,749	10.2

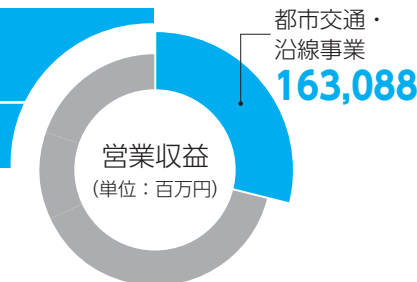
(注) 1. 調整額については、主に連結会社間取引消去等であります。

2. 償却前営業利益は、営業利益に減価償却費及びのれん償却額を加えて算定しております。



都市交通・沿線事業

鉄道業、バス業、沿線レジャー業など



当期の状況

鉄道業で、雇用情勢の堅調な推移やメットライフドームでの野球・イベント開催、2018年3月のグランエミオ所沢Ⅰ期開業に加え、メッツアビレッジなど沿線に新たにオープンした施設と連携した営業施策の実施などにより、旅客輸送人員は、前期比1.0%増（うち定期1.1%増、定期外0.9%増）、旅客運輸収入は、有料座席指定列車「拝島ライナー」の導入などもあり、前期比1.2%増（うち定期1.1%増、定期外1.3%増）となりました。

また、バス業で、西武バスIC定期券の利用が好調に推移いたしました。

これらの結果、都市交通・沿線事業の営業収益は、1,630億88百万円と前期に比べ10億32百万円の増加（同0.6%増）となりました。しかしながら、営業利益は、電気動力費や燃料費に加え、一般管理費の増加もあり、270億87百万円と前期に比べ1億67百万円の減少（同0.6%減）となり、償却前営業利益は、487億65百万円と前期に比べ2億96百万円の減少（同0.6%減）となりました。

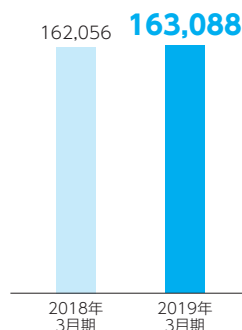
営業収益

(単位: 百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	増減額
都市交通・沿線事業	162,056	163,088	1,032
鉄道業	106,354	106,549	195
バス業	25,937	26,351	413
沿線レジャー業	22,095	22,551	455
その他	7,668	7,636	△32

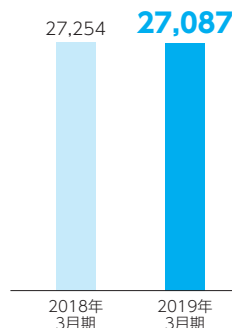
営業収益

(単位: 百万円)



営業利益

(単位: 百万円)



〈ご参考〉主な営業指標

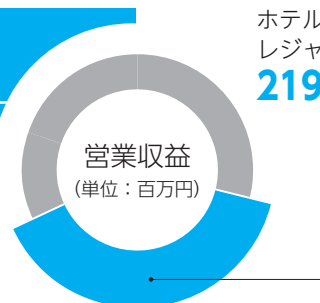
	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当連結会計年度)
西武鉄道株式会社の鉄道業の運輸成績				
輸送人員 千人	642,693	648,420	658,650	665,242
旅客運輸収入 百万円	96,969	97,690	99,348	100,533
運輸雑収 百万円	4,160	4,021	4,097	3,997



ホテル・レジャー事業

ホテル業（シティ）、ホテル業（リゾート）、ゴルフ場業など

ホテル・
レジャー事業
219,801



当期の状況

ホテル業で、2017年10月に開業した名古屋プリンスホテル スカイトワーや前期にリニューアルオープンしたホテルが増収に寄与いたしました。また、宿泊部門では、増加する訪日外国人需要をとらえ、レベニューマネジメント（注1）を着実に実施したことにより、シティ・リゾートともにRevPAR（注2）が前期比で上昇いたしました。宴会部門では、MICE（注3）が好調に推移し、食堂部門では、都内のホテルにおけるレストランリニューアルや積極的な営業施策の実施などにより、堅調に推移いたしました。

そのほか、2017年10月に事業を取得したStayWell社が増収に寄与いたしました。また、株式会社横浜八景島が、2018年6月に開業した上越市立水族博物館 うみがたりにおいて、指定管理者として運営を開始し、好調に推移いたしました。

これらの結果、ホテル・レジャー事業の営業収益は、2,198億1百万円と前期に比べ149億46百万円の増加（同7.3%増）となりました。営業利益は、将来の成長に資する経費が増加したものの、増収により、197億41百万円と前期に比べ24億41百万円の増加（同14.1%増）となり、償却前営業利益は、360億77百万円と前期に比べ33億37百万円の増加（同10.2%増）となりました。

- （注）1. レベニューマネジメントとは、需要予測に基づき、適切な時期に適切な価格にてお客さまにサービスを提供し、利益を最大化する手法であります。
2. RevPARとは、Revenue Per Available Roomの略であり、宿泊に係る収入を客室総数で除したものであります。
3. MICEとは、企業などの会議（Meeting）、企業などがおこなう報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などがおこなう国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称であります。

営業収益

（単位：百万円）

	2018年3月期	2019年3月期	増減額
ホテル・レジャー事業	204,854	219,801	14,946
ホテル業（シティ）	119,776	128,079	8,303
ホテル業（リゾート）	40,677	42,185	1,508
ゴルフ場業	12,575	12,783	208
その他	31,825	36,751	4,925

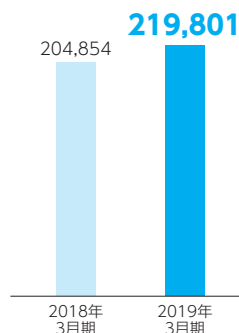
（注）ホテル業（シティ）には主に大都市圏の中心商業地域やターミナル及びその周辺地域に立地するホテルを含んでおります。ホテル業（リゾート）には主に観光地や避暑地に立地するホテルを含んでおります。

〈ご参考〉主な営業指標

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当連結会計年度)	
株式会社プリンスホテルの営業状況					
客室稼働率	%	72.8	72.1	76.2	77.7
平均販売室料	円	14,513	15,239	15,466	16,003

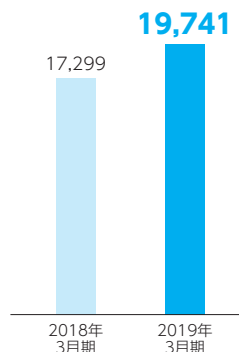
営業収益

（単位：百万円）



営業利益

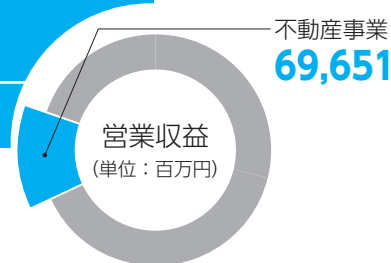
（単位：百万円）





不動産事業

不動産賃貸業など



当期の状況

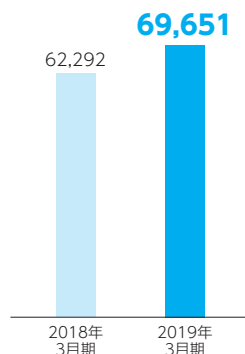
不動産賃貸業で、2016年7月にグランドオープンした東京ガーデンテラス紀尾井町において、オフィスの賃料収入が増加したほか、2018年3月に開業したグランエミオ所沢Ⅰ期やエミリブ鷺ノ宮が増収に寄与いたしました。また、軽井沢・プリンスショッピングプラザが、積極的なプロモーションや営業施策を実施したことにより、好調に推移いたしました。

そのほか、西武池袋線保谷駅にてマンション販売を実施いたしました。

これらの結果、不動産事業の営業収益は、696億51百万円と前期に比べ73億58百万円の増加（同11.8%増）となり、営業利益は、200億95百万円と前期に比べ42億77百万円の増加（同27.0%増）となり、償却前営業利益は、304億20百万円と前期に比べ53億43百万円の増加（同21.3%増）となりました。

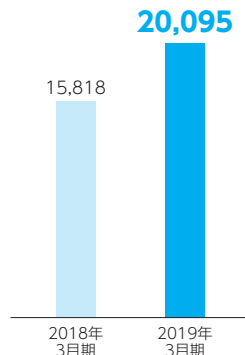
営業収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)



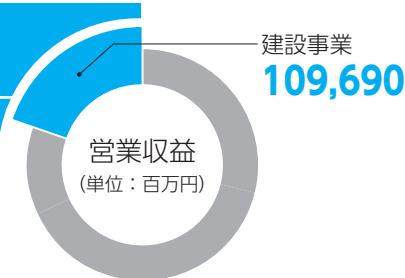
〈ご参考〉主な営業指標

		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当連結会計年度)
建物賃貸物件の営業状況					
期末貸付面積 千㎡	商業施設	234	239	244	244
	オフィス・住宅	60	166	172	184
期末空室率 %	商業施設	1.0	0.7	1.1	1.0
	オフィス・住宅	14.0	3.1	1.9	11.0



建設事業

建設業など



当期の状況

建設業で、鉄道工事や分譲住宅の建設、公共工事、リノベーション工事の施工を進めたほか、厳正な受注管理や継続的な与信管理に加え、原価管理についても強化に努めてまいりました。

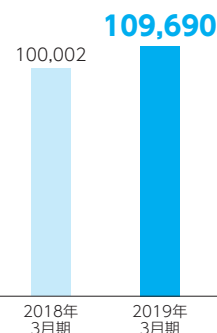
これらの結果、建設事業の営業収益は、1,096億90百万円と前期に比べ96億87百万円の増加（同9.7%増）となり、営業利益は、58億90百万円と前期に比べ11億38百万円の増加（同24.0%増）となり、償却前営業利益は、63億15百万円と前期に比べ11億63百万円の増加（同22.6%増）となりました。

〈ご参考〉主な営業指標

		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当連結会計年度)
建設業の受注高の状況					
期首繰越高	百万円	84,335	99,069	89,755	100,542
期中受注高	百万円	94,045	79,080	84,599	69,527
期末繰越高	百万円	99,069	89,755	100,542	88,975

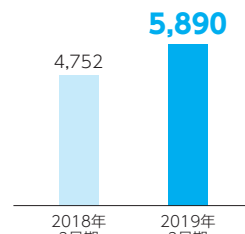
営業収益

(単位：百万円)



営業利益

(単位：百万円)





ハワイ事業

米国ハワイ州におけるレジャー業など

当期の状況

ハワイ事業では、2017年4月にリニューアルオープンしたプリンスワイキキで積極的なプロモーション活動や顧客満足度の向上に努めた結果、客室稼働率・平均販売室料ともに前期を上回り、飲食部門も好調に推移いたしました。また、ハワイ島ではキラウエア火山の噴火によりキャンセルが発生したものの、マウナケアビーチホテルが、宿泊部門と飲食部門において好調に推移したほか、ハプナビーチプリンスホテルが、2018年6月にウェスティン ハプナ ビーチ リゾートとしてリニューアルオープンをいたしました。

これらの結果、ハワイ事業の営業収益は、190億89百万円と前期に比べ37億14百万円の増加（同24.2%増）となり、営業損失は、13億77百万円と前期に比べ6億25百万円の改善（前期は、営業損失20億2百万円）となり、償却前営業利益は、12億6百万円と前期に比べ11億9百万円の増加となりました。



その他

伊豆箱根事業、近江事業、西武ライオンズ

当期の状況

伊豆箱根事業では、訪日外国人需要を取り込んだことで貸切バスが好調に推移したほか、2018年4月に箱根芦ノ湖において水陸両用バス「NINJABUS WATER SPIDER」の運航を開始いたしました。近江事業では、2017年8月に開業した守山駅前近江鉄道ビル「cocotto MORIYAMA」が増収に寄与いたしました。また、埼玉西武ライオンズが10年ぶりにパシフィック・リーグ優勝を果たし、クライマックスシリーズを開催したことや、各種営業施策の実施などにより、観客動員数が前期比で増加したほか、選手関連グッズの販売が好調に推移いたしました。

これらの結果、営業収益は、419億31百万円と前期に比べ25億4百万円の増加（同6.4%増）となり、営業利益は、12億52百万円と前期に比べ2億4百万円の増加（同19.5%増）となり、償却前営業利益は、43億12百万円と前期に比べ3億52百万円の増加（同8.9%増）となりました。

2 対処すべき課題

当社グループは、「西武グループ長期戦略」に基づき、様々な事業・サービスを組み合わせて提供できる領域・付加価値を拡大し、あらゆる場面でお客さまの生活を応援していく企業グループとなることで、持続的かつ力強い成長を目指しております。

当社では、長期的な目標水準を目指すロードマップとして、2017～2019年度中期経営計画をベースに、個別施策及び数値計画を見直し、3ヵ年の「西武グループ中期経営計画（2019～2021年度）」を策定いたしました。この中期経営計画では、引き続き「持続的かつ力強い成長に向けて“Sustainability & Dynamism”」をテーマとして掲げ、「新たな視点でスピード感を持って、イノベーションに挑戦」と「長期的視点での成長基盤の確立」を基本方針に、「新規事業分野の創出」と「既存事業領域の強化」を重点課題として取り組んでまいります。

具体的には、以下の6点を、計画の重点施策として推進してまいります。

① マーケティング機能の強化

訪日外国人数の増加や人口構造の変化といったパラダイムシフトに対応し、「インバウンド（訪日外国人）」、「シニア」、「こども」といったマーケットヘターゲットを拡大することで、新たなビジネスモデルを育成してまいります。インバウンドの増加に対する施策としては、多様化する宿泊需要に対応するため、新たに創設した次世代型の宿泊特化型ホテルブランド「プリンス スマート イン」を展開してまいります。さらに、アクティブシニア層を中心とする新規顧客の取り込みのため、新たに参入した会員制ホテル事業「プリンス バケーション クラブ」を展開してまいります。

また、「グループ顧客の創造」を企図し、デジタルを活用しながら、マーケティング機能を強化してまいります。

② 保有資産の有効活用

当社グループは、高輪・品川エリア、芝公園エリアなどの大規模な資産を、利便性の高い都心にホテルを中心とする事業用地として保有しております。これらの保有資産の持つ、潜在的な収益力を顕在化させ、グループ企業価値の極大化を目指すため、「西武グループ アセット戦略」を策定しております。

具体的には、「既存事業のバリューアップ」、「ポートフォリオの組み換え」及び「コア事業への経営資源の集中」の3つの視点から、保有資産の価値極大化を推進いたします。

既存事業のバリューアップについては、既存ホテルの客室やロビー、レストランなどバリューアップ投資を引き続き実施していくとともに、グランエミオ所沢Ⅱ期や所沢駅西口開発計画、メットライフドームエリアのボールパーク化といった所沢エリアの開発に加え、西武新宿線沿線の再開発といった、沿線価値向上を企図した取り組みを推進してまいります。

ポートフォリオの組み換えについては、東京ガーデンテラス紀尾井町をモデルケースに、高輪・品川エリア、芝公園エリアなど、複合開発を検討してまいります。

コア事業への経営資源の集中は、保有資産の収用や売却などによって創出されるキャッシュを元に、グループの経営戦略に沿った、収益向上が見込まれる資産への入れ替えをおこない、また、遊休地などの不稼働資産や高架下などを活用し、資産の効率性及び収益力の向上をはかるものであります。

今後も、大規模な資産を保有するグループの特性を活かし、資産効率化と収益性向上に努めてまいります。

③ グループ内外との連携強化

新規事業分野を創出していくために、グループ内のみならず、外部パートナーとの連携を通じて、顧客のニーズをとらえていくとともに、人材やビジネスノウハウ等の経営資源を獲得してまいります。当社内組織である「西武ラボ」が中心となり、オープンイノベーションプログラムなど取り組みを推進してまいります。

また、外部リソースを活用し、駅やレジャー施設、ホテルなどでAIやロボットなどデジタルを活用した業務自動化に取り組むほか、2017年度に事業を取得したStayWell社のノウハウを活用し、国内外への新規ホテル出店を加速させてまいります。

④ 厳正かつ効率的な設備投資

価値を着実に創造していくために、WACC（加重平均資本コスト）を意識した投資案件の厳選をおこなってまいります。ハードルレートを定め、厳正かつ効率的な設備投資を実施するとともに、投資効果の検証についても徹底してまいります。

⑤ イノベーションを創出しやすい、組織・風土づくり

従業員一人ひとりを尊重し、多様な能力と熱意を最大限に発揮できる職場風土を醸成する「ダイバーシティマネジメント」の推進やデジタルを活用した業務の自動化・高度化による生産性の向上、スライド勤務やテレワークの実施などによる新たな働き方の推進に加え、オフィス移転や事務所建て替えなど業務改革にもつながる設備投資をおこない、イノベーションを創出しやすい環境を生み出してまいります。

⑥ 経営基盤の継続強化

経営管理体制やコンプライアンス体制を含むコーポレート・ガバナンスについて、引き続きコーポレートガバナンス・コードの精神に則った実効的なコーポレート・ガバナンスの実現を目指して、各原則を適切に実施してまいります。資本市場動向と経営戦略を連携させたIR活動を通じて、資本市場参加者（株主、投資家、証券アナリスト等）に対し、説明責任を十分に果たし、対話によって信頼関係を構築していくほか、適時適切な情報開示、すべてのステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

また、当社グループは、鉄道・ホテル業をはじめとする幅広い事業活動を通し、地域・社会と連携した自然環境・地球環境配慮への取り組みをおこなっております。今後も、SDGsを意識した社会課題解決へ向けた取り組みをサステナビリティアクションと称し、グループ一体となって持続的な成長に向けた取り組みを推進してまいります。

それぞれのセグメントの具体的な課題や取り組みなどについては以下のとおりであります。

都市交通・沿線事業

「企業価値向上の源泉」として、安全・安心を基本に、環境や地域社会からの要請に応え、洗練されたサービスを提供することで西武鉄道沿線の価値向上をはかってまいります。

ホームドアの設置や西武新宿線連続立体交差化の推進、耐震補強工事等により安全を確保し、安心の提供に努めるとともに、有料座席指定列車や新型特急車両「Laview」の運行、駅のリニューアルに

加え、グループ内外と連携した営業施策やインバウンドの受け入れ態勢強化などによりお客さま満足度の向上をはかり、「選ばれる沿線」、「選ばれる鉄道」を目指してまいります。また、省メンテナンス機器・設備の導入に加え、駅などにおいてAIやロボットを活用することにより、効率的なオペレーションを追求してまいります。

ホテル・レジャー事業

「企業価値向上の原動力」として、日本最大級のホテルチェーンメリットを活かしながら、売上高、収益力、顧客感動度、グローバル展開力を高めてまいります。

既存ホテルのリニューアルなど積極的なバリューアップ投資をおこなっていくとともに、レベニューマネジメントやレピュテーションマネジメントの継続強化に加え、デジタルマーケティングを推進し、環境の変化をとらえたマーケットチェンジをはかってまいります。また、MICE市場での圧倒的なシェア確保のため、セールス活動及び案件管理の高度化をはかってまいります。

さらに、宿泊特化型ホテルブランド「プリンス スマート イン」や会員制ホテル事業「プリンス バケーション クラブ」など新たな分野に取り組むことに加え、2017年度に事業を取得したStayWell社のノウハウを活用することにより、国内外での新規ホテル開発を加速させてまいります。

不動産事業

「企業価値向上の鍵」として、グループが保有する資産の有効活用により、潜在的な収益力を顕在化してまいります。

グランエミオ所沢Ⅱ期及び所沢駅西口開発計画、西武新宿線沿線の再開発など、沿線価値向上に資する取り組みを推進するとともに、都心エリア（高輪・品川エリア、芝公園エリアなど）の大規模開発についても検討してまいります。そのほか、既存商業施設の改装及び駅ナカ・駅チカ商業施設「エミオ」、賃貸マンション「エミリブ」、保育所「N i c o t」を積極的に展開し、西武鉄道沿線の価値向上に努めてまいります。

建設事業・ハワイ事業・その他

建設事業につきましては、リノベーションなど成長分野での受注拡大をはかるとともに、選別受注や原価管理、コストコントロールの徹底に加え、i-ConstructionやICT技術の活用により、生産性の向上ならびに利益率の改善に努めてまいります。

ハワイ事業につきましては、既存ホテルにおけるレベニューマネジメントやレピュテーションマネジメントの継続強化によるRevPAR向上に加え、ホームオーナービジネスの展開により、収益力を拡大させてまいります。

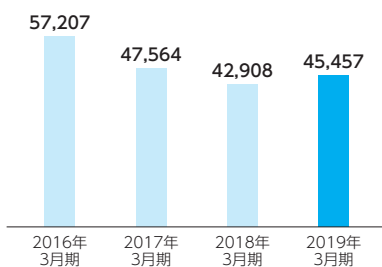
そのほか、伊豆箱根事業及び近江事業ではインバウンドの取り込み強化を引き続き推進するとともに、保有不動産の有効活用に取り組んでまいります。西武ライオンズにつきましては、チーム力の強化及びメットライフドームエリアの「ボールパーク化」による魅力向上、イベント誘致の強化に取り組んでまいります。

当社グループは、今後もさらなる企業価値・株主価値の極大化に向けて企業運営をおこなってまいります。

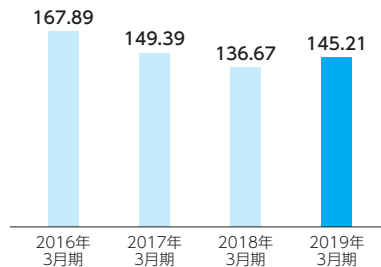
3 財産及び損益の状況の推移

		2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	百万円	508,081	512,009	530,631	565,939
経常利益	百万円	58,525	57,472	55,490	65,415
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	57,207	47,564	42,908	45,457
1株当たり当期純利益	円	167.89	149.39	136.67	145.21
総資産	百万円	1,553,092	1,627,868	1,671,977	1,728,929
純資産	百万円	392,649	360,133	394,947	422,715
自己資本比率	%	25.2	21.8	23.3	24.1
自己資本当期純利益率(ROE)	%	15.1	12.7	11.5	11.3

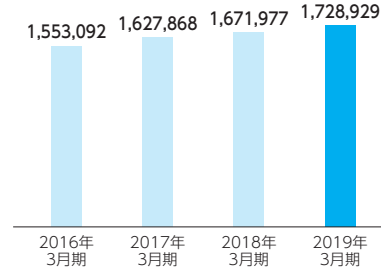
■親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



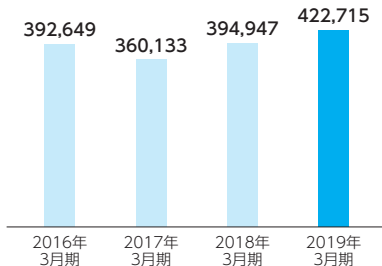
■1株当たり当期純利益 (単位：円)



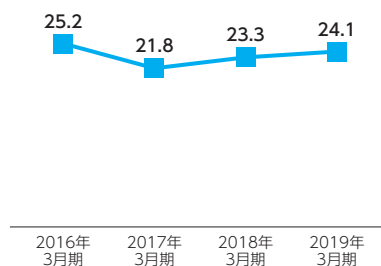
■総資産 (単位：百万円)



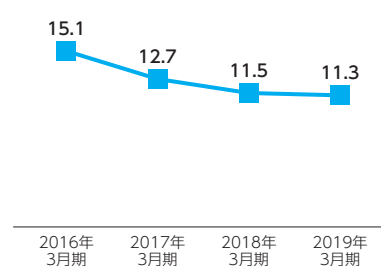
■純資産 (単位：百万円)



■自己資本比率 (単位：%)



■自己資本当期純利益率 (ROE) (単位：%)

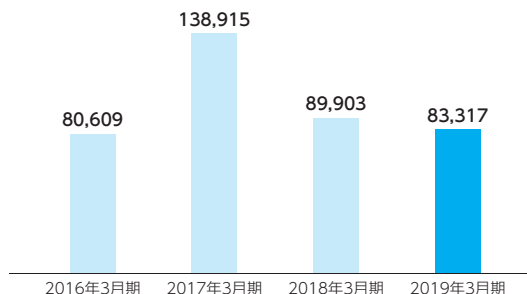


4 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は833億17百万円で、主要なものは次のとおりであります。

〈ご参考〉設備投資額の推移

(単位：百万円)



1. 完成した主要設備

セグメント	会社名	主要な設備投資の内容
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	新型特急車両新造
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	飯能駅・西武新宿駅リニューアル
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	西武武山ソーラーパワーステーション設置
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	西武グループ保谷寮新設
ホテル・レジャー事業	(株)プリンスホテル	サンシャインシティプリンスホテル客室改装
不動産事業	西武鉄道(株)	ダイヤゲート池袋竣工
ハワイ事業	マウナケアリゾートLLC	ウェスティン ハプナ ビーチ リゾート改装

2. 継続中の主要設備の新設、拡充

セグメント	会社名	主要な設備投資の内容
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	新宿線 中井～野方駅間連続立体交差事業（地下化）
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	新宿線 東村山駅付近連続立体交差事業（高架化）
都市交通・沿線事業	西武鉄道(株)	ホームドア整備
ホテル・レジャー事業	(株)プリンスホテル	会員制ホテル事業「プリンス パケーション クラブ」（軽井沢浅間・ヴィラ軽井沢浅間・三養荘）
ホテル・レジャー事業	(株)プリンスホテル	軽井沢プリンスホテル ウェスト改装
不動産事業	西武鉄道(株)	グランエミオ所沢Ⅱ期
その他	西武鉄道(株)	メットライフドームエリア改修計画

5 資金調達状況

ダイヤゲート池袋の建設に係る資金として、2019年3月に115億円をシンジケートローンにより調達したほか、借入金返済資金に充当するため2018年12月に第3回無担保社債100億円を発行いたしました。

また、総額600億円の震災対応型コミットメントラインを設定し、資金の流動性を確保しております。

6 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
西武鉄道株式会社	21,665	100.0	都市交通・沿線事業（鉄道業、沿線レジャー業） 不動産事業（不動産賃貸業）
株式会社プリンスホテル	3,600	100.0	ホテル・レジャー事業（ホテル業、ゴルフ場業） 不動産事業（不動産賃貸業）
西武バス株式会社	100	100.0	都市交通・沿線事業（バス業） 不動産事業（不動産賃貸業）
株式会社西武プロパティーズ	4,050	100.0	不動産事業（不動産賃貸業）
西武建設株式会社	11,000	100.0	建設事業（建設業）
株式会社西武ライオンズ	100	100.0	西武ライオンズ
伊豆箱根鉄道株式会社	640	74.0	伊豆箱根事業
近江鉄道株式会社	405	100.0	近江事業
プリンスリゾーツハワイインク	1千米ドル	100.0	ハワイ事業

- (注) 1. 議決権比率は当社が直接保有しているもののほか、当社の子会社が保有している間接保有分も含めて表示しております。
2. 当社の連結対象は、上記に記載した9社を含め連結子会社は74社（前期比1社増）、持分法適用の関連会社は2社（前期比増減なし）であります。その他持分法非適用非連結子会社は3社（前期比増減なし）、持分法非適用の関連会社は1社（前期比1社増）であります。

7 主要な事業内容及び営業所等 (2019年3月31日現在)

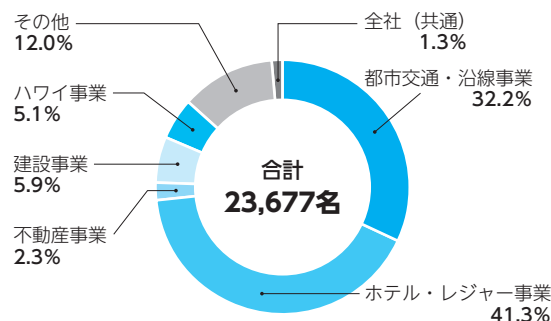
セグメント	主要な事業内容	主要な営業所等
都市交通・沿線事業 	鉄道業	【西武鉄道(株)】 営業キロ：176.6km 駅数：101駅（信号場を含む） 車両数：1,286両
	バス業	【西武バス(株)】 営業所：11営業所（東京都、埼玉県） 車両数：865台
	沿線レジャー業	【西武鉄道(株)】 西武園ゆうえんち（埼玉県所沢市） としまえん（東京都練馬区） 西武秩父駅前温泉 祭の湯（埼玉県秩父市）
ホテル・レジャー事業 	ホテル業（シティ）	【(株)プリンスホテル】 ザ・プリンスギャラリー 東京紀尾井町（東京都千代田区） ザ・プリンス パークタワー東京（東京都港区） ザ・プリンス さくらタワー東京（東京都港区） グランドプリンスホテル高輪（東京都港区） グランドプリンスホテル新高輪（東京都港区） グランドプリンスホテル京都（京都府京都市） グランドプリンスホテル広島（広島県広島市） 品川プリンスホテル（東京都港区） 新横浜プリンスホテル（神奈川県横浜市）
	ホテル業（リゾート）	【(株)プリンスホテル】 ザ・プリンス 軽井沢（長野県軽井沢町） ザ・プリンス ヴィラ軽井沢（長野県軽井沢町） ザ・プリンス 箱根芦ノ湖（神奈川県箱根町） 札幌プリンスホテル（北海道札幌市） 川奈ホテル（静岡県伊東市）

セグメント	主要な事業内容	主要な営業所等
ホテル・レジャー事業 	ゴルフ場業	【㈱プリンスホテル】 久邇カントリークラブ（埼玉県飯能市） 武蔵丘ゴルフコース（埼玉県飯能市） 軽井沢72ゴルフ（長野県軽井沢町） 川奈ホテルゴルフコース（静岡県伊東市） 大箱根カントリークラブ（神奈川県箱根町） 瀬田ゴルフコース（滋賀県大津市）
	その他	【㈱プリンスホテル】 苗場スキー場（新潟県湯沢町） かぐらスキー場（新潟県湯沢町） 【㈱横浜八景島】 横浜・八景島シーパラダイス（神奈川県横浜市）
不動産事業 	不動産賃貸業	【㈱西武プロパティーズ】 東京ガーデンテラス紀尾井町（東京都千代田区） 軽井沢・プリンスショッピングプラザ（長野県軽井沢町） 新横浜プリンスペペ（神奈川県横浜市）
建設事業 	建設業	【西武建設㈱】 支 店：7支店（東京都豊島区ほか） 営業所：4営業所（長野県軽井沢町ほか）
ハワイ事業 	米国ハワイ州におけるレジャー業	【ハワイプリンスホテルワイキキLLC】 プリンス ワイキキ（米国ハワイ州） ハワイ プリンス ゴルフ クラブ（米国ハワイ州） 【マウナケアリゾートLLC】 マウナ ケア ビーチ ホテル（米国ハワイ州） マウナ ケア ゴルフ コース（米国ハワイ州）
その他 	伊豆箱根事業	【伊豆箱根鉄道㈱】 営業キロ：29.4km 駅数：25駅 車両数：70両
	近江事業	【近江鉄道㈱】 営業キロ：59.5km 駅数：33駅 車両数：43両
	西武ライオンズ	【㈱西武ライオンズ】 メットライフドーム（埼玉県所沢市）

8 従業員の状況(2019年3月31日現在)

セグメント	従業員数 (名)	
都市交通・沿線事業	7,622	[765]
ホテル・レジャー事業	9,784	[3,871]
不動産事業	546	[679]
建設事業	1,388	[405]
ハワイ事業	1,200	[289]
その他	2,832	[386]
全社（共通）	305	[－]
合計	23,677	[6,395]

■セグメント別従業員数の割合



- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。また、連結会計年度末日における退職者を含めております。
2. 注1の従業員数のうち、臨時従業員数については、[] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
3. 全社（共通）として記載している従業員数は、当社の従業員数であります。

9 主要な借入先(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高 (注)
株式会社みずほ銀行	162,881
株式会社三菱UFJ銀行	140,508
株式会社日本政策投資銀行	123,174
株式会社三井住友銀行	70,933
三井住友信託銀行株式会社	68,964

- (注) 借入金残高にはシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約による借入金903億円が含まれております。

10 その他重要事項

当社は、2019年4月8日に本社を東京都豊島区南池袋一丁目16番15号に移転いたしました。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 1,300,000,000株

2 発行済株式の総数 332,462,920株（うち自己株式400,048株）

（注）発行済株式の総数は、2019年3月15日付で自己株式を消却したことにより、前事業年度末に比べて9,661,900株減少しております。

3 株主数 35,393名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
株式会社NWコーポレーション	51,158	15.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	16,050	4.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,859	4.78
株式会社日本政策投資銀行	9,906	2.98
京浜急行電鉄株式会社	7,655	2.31
株式会社みずほ銀行	7,114	2.14
株式会社ゆうちょ銀行	5,560	1.67
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 H口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,301	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,204	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	5,001	1.51

（注）持株比率は、自己株式（400,048株）を控除して算出しております。

5 その他重要事項

■自己株式の取得

2018年11月8日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式 4,937,700株
取得価額の総額	9,999百万円
取得した期間	2018年11月12日から2019年1月30日まで

■自己株式の消却

2019年2月28日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式 9,661,900株
消却日	2019年3月15日

■株式給付信託（従業員持株会処分型）

当社は、2014年4月、従業員の福利厚生増進及び当社の企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」（以下「本制度」といいます。）を導入いたしました。

本制度の実施にともない、当社は、当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社（以下「受託者」といいます。）を受託者とする「株式給付信託（従業員持株会処分型）契約書」（以下かかる契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を締結いたしました。また、受託者は、資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「信託E□」といいます。）を再信託受託者として当社株式などの本信託の信託財産を再信託する契約を締結しております。

信託E□は、信託設定後5年間にわたり「西武ホールディングス社員持株会」（以下「持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を取得し、定期的に持株会に対して売却をおこなっております。信託終了時までに、信託E□による持株会への当社株式の売却を通じて本信託の信託財産内に株式売却益相当額が累積した場合には、それを残余財産として受益者適格要件を充足する持株会加入者に分配いたします。また、当社は、信託E□が当社株式を取得するために受託者がおこなう借入に対し保証をしているため、信託終了時において、当社株式の株価の下落により株式売却損相当の借入残債がある場合には、保証契約に基づき当該残債を弁済することとなります。信託E□が取得した株式については、当社の会計処理においては、その取得及び売却を自己株式の増加また減少として計算書類に反映することになります。なお、当期末に信託E□が保有する当社株式数は、283千株（0.09%）になります。

また、本制度は2019年4月に終了し、同年5月に新たな「株式給付信託（従業員持株会処分型）」を再導入いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

1 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	保有者数	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件
第1回新株予約権 (2014年6月25日)	取締役(社外取 締役を除く) 6名	297個	当社普通株式 29,700株	1株当たり 1,974円	1株当たり 1円	2014年7月12 日から2044年7 月11日まで	(注2)
第2回新株予約権 (2015年6月23日)	取締役(社外取 締役を除く) 6名	341個	当社普通株式 34,100株	1株当たり 2,669円	1株当たり 1円	2015年7月10 日から2045年7 月9日まで	(注2)
第3回新株予約権 (2016年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 7名(注1)	377個 (注1)	当社普通株式 37,700株 (注1)	1株当たり 1,497円	1株当たり 1円	2016年7月8日 から2046年7月 7日まで	(注2)
第4回新株予約権 (2017年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 8名(注1)	425個 (注1)	当社普通株式 42,500株 (注1)	1株当たり 1,729円	1株当たり 1円	2017年7月8日 から2047年7月 7日まで	(注2)
第5回新株予約権 (2018年6月21日)	取締役(社外取 締役を除く) 8名	449個	当社普通株式 44,900株	1株当たり 1,493円	1株当たり 1円	2018年7月10 日から2048年7 月9日まで	(注2)

(注) 1. 上記のうち、取締役1名が保有している新株予約権は、当社の取締役就任前に当社子会社の取締役として付与されたものであります。

2. 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日(死亡した場合を除く。)の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

2 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

名称 (発行決議日)	交付者数	新株予約権の数	目的となる株式 の種類及び数	発行価額	行使時の 払込金額	行使期間	行使条件
第5回新株予約権 (2018年6月21日)	当社子会社取締役 13名	402個	当社普通株式 40,200株	1株当たり 1,493円	1株当たり 1円	2018年7月10 日から2048年7 月9日まで	(注)

(注) 新株予約権の行使条件は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権者は、当社子会社の取締役の地位を喪失した日(死亡した場合を除く。)の翌日から10日間に限って新株予約権を行使することができます。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとします。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の氏名等(2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役社長 代表取締役	ご 後 とう 藤 たか 高 し 志	コンプライアンス部	西武鉄道株式会社取締役会長 株式会社プリンスホテル取締役
取締役	たか 高 はし 橋 かおる 薫	経理部、財務部	
取締役	にし 西 い 井 とも 知 ゆき 之	経営企画本部	
取締役	にし 西 やま 山 りゅういち 隆 一 郎 ろう	社長室、管理部、 広報部	株式会社プリンスホテル取締役
取締役	お 小 がわ 川 しゅういち 周 一 郎 ろう	人事部、 グループ人材開発部	株式会社プリンスホテル取締役
取締役	わか 若 ばやし 林 ひさし 久		西武鉄道株式会社代表取締役社長
取締役	こ 小 やま 山 まさ 正 ひこ 彦		株式会社プリンスホテル代表取締役社長
取締役	うわ 上 の 野 あき 彰 ひさ 久		株式会社西武プロパティーズ代表取締役社長
取締役	おお 大 や 宅 えい 映 こ 子		
取締役	お 小 ぎ 城 たけ 武 ひこ 彦		株式会社日本人材機構代表取締役社長 株式会社ミスミグループ本社社外取締役
取締役	ご 後 とう 藤 けい 啓 じ 二		株式会社プリンスホテル取締役 セントラル警備保障株式会社社外監査役 フクダ電子株式会社社外監査役 弁護士
取締役	つじ 辻 ひろ 廣 まさ 雅 ふみ 文		西武鉄道株式会社取締役 帝京大学経済学部教授

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
監査役 (常勤)	や 矢 ぎき 崎 みち 通 ふみ 文		西武鉄道株式会社監査役
監査役	なが 永 せき 関 いさお 勲		株式会社プリンスホテル監査役（常勤）
監査役	ふか 深 さわ 澤 いさお 勲		西武鉄道株式会社監査役 弁護士
監査役	さこ 迫 もと 本 えい 栄 じ 二		株式会社プリンスホテル監査役 銀座K.T.C税理士法人代表社員 銀座K.T.Cコンサルティング株式会社代表取締役 株式会社永谷園ホールディングス社外取締役 公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役大宅映子、小城武彦、後藤啓二及び辻廣雅文の4氏は社外取締役であります。
2. 監査役深澤 勲及び迫本栄二の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役迫本栄二氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役大宅映子、小城武彦、後藤啓二及び辻廣雅文の4氏、監査役深澤 勲及び迫本栄二の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額（百万円）		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	
取締役（うち社外取締役）	363（55）	296（55）	67（－）	12（4）
監査役（うち社外監査役）	56（27）	56（27）	－（－）	3（2）

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬額は、年額660百万円以内（うち社外取締役分120百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）であります。また、当該報酬額とは別枠として、取締役（社外取締役を除く。）に付与するストックオプションに関する報酬等の額は、年額250百万円以内であります。
2. 株主総会の決議による監査役の報酬額は、年額100百万円以内であります。

3 社外役員に関する事項

1. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「[1] 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであり、西武鉄道株式会社、株式会社プリンスホテルは当社の子会社であります。なお、その他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

2. 社外役員の当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	発言状況
取締役	大 宅 映 子	16／17回 (出席率94.1%)	—	評論家や各種審議会・委員会の委員としての活動によって得られた知識や経験等に基づく発言をおこなっております。
取締役	小 城 武 彦	16／17回 (出席率94.1%)	—	様々な業種の企業において経営改革に取り組んだ経営実績や実務経験等に基づく発言をおこなっております。
取締役	後 藤 啓 二	16／17回 (出席率94.1%)	—	主に弁護士としての専門的見地からの発言をおこなっております。
取締役	辻 廣 雅 文	12／13回 (出席率92.3%)	—	日本経済及び企業経営に関する高い専門性と豊富な経験や実績に基づく発言をおこなっております。
監査役	深 澤 勲	17／17回 (出席率100%)	15／15回 (出席率100%)	主に弁護士としての専門的見地からの発言をおこなっております。
監査役	迫 本 栄 二	16／17回 (出席率94.1%)	15／15回 (出席率100%)	主に公認会計士及び税理士としての専門的見地からの発言をおこなっております。

(注) 取締役辻廣雅文氏については、2018年6月21日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第423条第1項の賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約を締結しております。

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性判断基準は、10ページをご参照ください。

5 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

137百万円

2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

342百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、過年度の執務計画時間及び監査報酬見込み額の推移ならびに前年度の項目別監査日数の計画と実績の状況を確認し、当事業年度の執務計画時間及び監査報酬見込み額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意いたしました。

3 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

4 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が法令に違反した場合など職務の適正な執行に支障を来とし、監査の信頼性を損ねると判断した場合、その他必要があると判断した場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的といたします。

5 子会社の会計監査の状況

当社の重要な子会社であるプリンスリゾーツハワイインクは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1 業務の適正を確保するための体制（西武ホールディングス内部統制基本方針）

1. 目的

この基本方針は、当社を含む西武グループ（以下「西武グループ」という。）が、グループビジョンの精神に基づき持続的成長の可能な経営基盤を構築するため、西武グループにおける業務運営の適正性・適法性を確保する内部統制システムの整備について定めることを目的とする。

西武グループは、以下の各項目に定める方針に基づき速やかに具体策を実行し、かつその実行状況についての検証をおこない不断の改善をはかる。

2. 西武グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 西武グループが社会の一員として責任を果たし信頼されるグループとなるために、西武グループの全ての取締役及び使用人が常に心がけるべき基本的なルールとして、「西武グループ企業倫理規範」を遵守する。さらに「西武グループ企業倫理規範」を職務の執行において実践するために行動指針を定めるとともに、取締役及び使用人に対するコンプライアンス・マニュアルの配付、研修の実施等により意識の浸透・定着をはかる。
- 当社は、「西武グループコンプライアンス体制基本規程」に基づき、社長を委員長とする「西武グループ企業倫理委員会」を設置し、西武グループにおけるコンプライアンス体制を整備し、その運営を検証する。コンプライアンス担当部署として専任の部長及びスタッフにより構成される「コンプライアンス部」を設置する。また、「企業倫理ホットライン」「セクハラ・人間関係ホットライン」を当社の社内・社外に設置し、西武グループのコンプライアンスに関する問題の早期発見と解決をはかる。
- 西武グループは、反社会的勢力との関係を断絶することを宣言する。また、反社会的勢力への対応に関する基本原則等を定めた「西武グループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力に対して警察や弁護士等と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- 西武グループは、法令及び定款に適合した社内規程を整備し、取締役及び使用人は、各種規程に基づいた職務の執行をおこなう。
- 西武グループは、職務の執行にあたっての法令遵守体制の確立、各種法改正への対応等の強化をはかるため、法務関連部署の充実をはかる。

- 西武グループは、「西武グループ財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用及び評価し、財務報告の信頼性を確保する。
- 当社は、内部監査をおこなう部署として業務執行部門から独立した「監査・内部統制部」を設置し、西武グループにおける業務運営の適正性及び法令・社内規程等の遵守状況についてモニタリングをおこなう。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 当社は、「西武グループ情報管理規程」に基づき、情報管理の責任部署及び管理体制を明確にし、情報資産全般の保護、管理、利用を適正におこなう。
- 当社の取締役会、経営会議の議事録等職務の執行に係る全ての文書（電磁的媒体に記録されたものを含む。）は、「文書規程」に定める方法に基づき、整理、保管、保存または廃棄される。当社の取締役及び監査役は、保管、保存されたこれら全ての文書等を閲覧できる。
- 当社は、「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、情報システムにおける情報資産の保護、管理、利用の適正性を確保する。

4. 西武グループの損失の危険のマネジメントに関する規程その他の体制

- 当社は、リスクマネジメントの統括部署を設置するとともに、西武グループにおけるリスクマネジメントの基本的な考え方・マネジメント体制を定めた「西武グループリスクマネジメント基本方針」及び「西武グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスクの把握及び事前対応をおこなうとともに、リスクが顕在化した場合に迅速な対策を講じることができる体制を構築する。
- 当社の監査・内部統制部は、リスクマネジメント体制の有効性及び効率性についてモニタリングをおこなう。モニタリングにより得たリスク情報については、リスクマネジメントの統括部署と情報の共有化をはかる。

5. 西武グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- 当社は、経営上の重要事項を審議するため、取締役会を原則月に1回以上開催する。また、執行役員等により構成される経営会議を設置し、業務執行上の重要案件について十分な審議をおこなう。
- 西武グループのグループビジョンを西武グループの取締役及び使用人の間で共有し、グループビジョンの実現を念頭に策定される経営計画に基づき、西武グループの取締役及び執行部門は計画の目標達成のため活動する。当社の取締役会は、執行部門に定期的に業績報告を求め、計画の進捗状況を確認する。

- 西武グループ各社は、業務の執行を組織的かつ効率的におこなうために「職制」「業務分掌」「職務権限規程」を定める。
- 当社の監査・内部統制部は、業務執行の効率性についてモニタリングをおこなう。

6. 株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 西武グループはグループビジョンをグループ全体で共有し、その実現に向けグループ一体で事業活動をおこなう。また、西武グループ各社は、「西武グループ企業倫理規範」を遵守し、社会の一員としての責任を果たす。
- 西武グループは「西武グループ関係会社管理規程」に基づき、西武グループ各社の意思決定及び業務執行の適正性及び効率性を確保する。また、子会社における業務執行のうち重要なものについては、「西武グループ関係会社管理規程」に定める業務処理区分に基づき、当社へ付議または報告をする。
- 当社のコンプライアンス部及び監査・内部統制部は、随時グループ各社の担当部署と連携の上、各社のコンプライアンス、内部監査について協力、指導、支援をおこなうとともに、リスク情報を集約し、対策を共有できる体制を構築する。
- 西武グループは「西武グループIT基本方針」及び「西武グループ情報システム管理運営規程」、「西武グループ情報システムセキュリティ規程」に基づき、業務における積極的なIT活用による効率化と、情報システムの管理運営の適正性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- 監査役の職務を補助すべき部署として専任の室長及びスタッフで構成される監査役室を設置する。その人選にあたっては、監査役の意見を十分考慮して決定する。

8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 監査役室のスタッフは、監査役の指揮命令系統の下、職務執行にあたる。
- 監査役室のスタッフの人事異動・人事評価等については、監査役の同意を得た上で決定する。

9. 取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人等が監査役に報告するための体制

- 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して必要な報告及び情報提供をおこなう。
- 前項の報告及び情報提供として主なものは、以下のとおりとする。
 - 内部統制システムの整備に関する事項
 - 内部監査、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項
 - 重要な訴訟・係争事項
 - 西武グループ各社の内部監査部門の活動状況
 - 企業情報の開示に関する事項
 - 経営会議議事録、稟議書等業務執行に関する重要な文書類の回付
 - その他、監査役が報告及び情報提供を要請した事項
- 当社の取締役、使用人及び子会社の取締役、監査役、使用人、またはこれらの者から報告を受けた者に対し、監査役に報告したことを理由とした不利益な取り扱いをおこなわない。

10. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- 監査役は、経営会議をはじめとする重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
- 監査役は、効率的かつ実効的な監査のため、コンプライアンス部、監査・内部統制部、西武グループ各社の代表取締役及び監査役等に協力を求めることができる。
- 監査役は、必要に応じて外部の専門家（弁護士・公認会計士・税理士等）に助言を求めることができる。
- 監査役の職務執行上必要な費用は当社が負担する。また、監査費用の支出にあたっては、監査役はその効率性及び適正性に留意する。
- 代表取締役は、監査役との会合を定期的に持ち、監査上の重要事項等について意見交換をおこなう。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、事業年度のはじめに前事業年度の取り組み状況を踏まえたうえで、西武ホールディングス内部統制基本方針の各項目に基づいた年間計画を策定し、取締役会に報告しております。中間期においては、取締役会にて、年間計画の進捗状況を報告するとともに下期における留意点等を確認することによりその実効性を担保しています。また、事業年度末には実行状況についての検証をおこなったうえで改善点を抽出し、翌事業年度の年間計画に反映することによりPDCAサイクルを回しています。

当事業年度における具体的な運用状況は、以下のとおりです。

■コンプライアンス体制

コンプライアンス経営を継続的に推進するため、内部通報制度の運用状況や啓発活動の実施状況・課題等をグループ内に共有しました。

経済法制遵守管理体制を確実に運用すべく、実施状況を調査・整理し、グループ各社の改善点等について助言をおこないました。

■文書・情報管理体制

本社移転を見据え、ペーパーレス・ペーパーストックレス化に向けた文書管理改善活動を実施しました。

情報資産の保護を目的に、サイバーセキュリティ対策チームにおける事故対応訓練を実施し、対応力の強化をはかりました。

■リスクマネジメント体制

経営計画目標達成に向けた阻害要因となるリスクを計画的・統一的に低減することを推進し、各種取り組みの進捗状況を確認しました。

グループ各社の監査指摘事項をとりまとめ、社内へ情報の共有をはかりました。

■経営方針に則った効率的な意思決定・業務執行体制

取締役会が、その役割・責務を適切に果たすために実施したアンケートについて分析・評価をおこなった他、当該アンケート結果を基に、社外取締役を過半数とするコーポレート・ガバナンス会議をおこない、取締役会の実効性が確保できていることを確認しました。

また、取締役会の実効性の向上に向け、会議資料の事前配付の徹底等により、各議案の検討時間を確保した他、経営のPDCAサイクルを意識した審議を充実させ、一層の議論の活発化をはかりました。

■グループ管理体制

グループの監査品質の維持・向上をはかるため、グループ各社への教育、情報共有をおこなった他、グループ各社が実施した全監査について、検証・評価を実施しました。

■監査役に関する体制

監査役の職務の補助を目的として、サポート業務に専念するスタッフを配置し、独立性を確保しました。

リスク情報の共有を目的としてシステムを活用し、迅速に情報の提供をおこないました。

今後も、業務の適正を確保するための体制を適正かつ有効に運用していくとともに、各種取り組みを実施してまいります。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	金額	区分	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	134,512	I 流動負債	367,238
1 現金及び預金	26,549	1 支払手形及び買掛金	30,907
2 受取手形及び売掛金	69,394	2 短期借入金	165,274
3 分譲土地建物	8,431	3 リース債務	653
4 商品及び製品	1,462	4 未払法人税等	8,517
5 未成工事支出金	10,274	5 前受金	50,033
6 原材料及び貯蔵品	3,042	6 賞与引当金	5,862
7 その他	15,410	7 その他の引当金	2,701
貸倒引当金	△52	8 資産除去債務	15
II 固定資産	1,594,417	9 その他	103,273
1 有形固定資産	1,442,314	II 固定負債	938,976
(1) 建物及び構築物	561,167	1 社債	30,000
(2) 機械装置及び運搬具	63,435	2 長期借入金	684,616
(3) 土地	729,368	3 鉄道・運輸機構長期未払金	18,668
(4) リース資産	4,652	4 リース債務	1,538
(5) 建設仮勘定	58,955	5 繰延税金負債	106,931
(6) その他	24,735	6 再評価に係る繰延税金負債	12,208
2 無形固定資産	23,516	7 役員退職慰労引当金	738
(1) リース資産	8	8 その他の引当金	522
(2) その他	23,507	9 退職給付に係る負債	31,716
3 投資その他の資産	128,587	10 資産除去債務	2,129
(1) 投資有価証券	74,689	11 持分法適用に伴う負債	16,368
(2) 長期貸付金	317	12 その他	33,536
(3) 退職給付に係る資産	31,388	負債合計	1,306,214
(4) 繰延税金資産	12,832	(純資産の部)	
(5) その他	9,931	I 株主資本	359,551
貸倒引当金	△572	1 資本金	50,000
資産合計	1,728,929	2 資本剰余金	110,274
		3 利益剰余金	253,199
		4 自己株式	△53,922
		II その他の包括利益累計額	57,264
		1 その他有価証券評価差額金	19,365
		2 土地再評価差額金	18,562
		3 為替換算調整勘定	5,415
		4 退職給付に係る調整累計額	13,921
		III 新株予約権	504
		IV 非支配株主持分	5,394
		純資産合計	422,715
		負債純資産合計	1,728,929

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

区分	金額	
I 営業収益		565,939
II 営業費		
1 運輸業等営業費及び売上原価	453,036	
2 販売費及び一般管理費	39,570	492,607
営業利益		73,332
III 営業外収益		
1 受取利息	59	
2 受取配当金	900	
3 バス路線運行維持費補助金	952	
4 その他	1,562	3,475
IV 営業外費用		
1 支払利息	10,136	
2 持分法による投資損失	67	
3 その他	1,188	11,392
経常利益		65,415
V 特別利益		
1 固定資産売却益	397	
2 工事負担金等受入額	714	
3 補助金収入	125	
4 投資有価証券売却益	145	
5 ポスティングに係る入札額受入益	1,112	
6 その他	298	2,795
VI 特別損失		
1 減損損失	2,413	
2 固定資産売却損	327	
3 固定資産除却損	2,603	
4 工事負担金等圧縮額	664	
5 固定資産圧縮損	120	
6 投資有価証券評価損	1,120	
7 その他	583	7,834
税金等調整前当期純利益		60,376
法人税、住民税及び事業税	15,293	
法人税等調整額	△856	14,436
当期純利益		45,939
非支配株主に帰属する当期純利益		482
親会社株主に帰属する当期純利益		45,457

計算書類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	金額	区分	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	704,964	I 流動負債	180,643
1 現金及び預金	2,741	1 短期借入金	72,124
2 売掛金	1,103	2 関係会社短期借入金	26,096
3 関係会社短期貸付金	698,877	3 1年内返済予定の長期借入金	76,928
4 未収入金	1,874	4 未払金	2,685
5 前払費用	220	5 未払費用	370
6 その他	145	6 未払法人税等	578
		7 賞与引当金	290
		8 その他	1,569
II 固定資産	453,610	II 固定負債	619,615
1 有形固定資産	2,285	1 社債	30,000
(1) 建物	1,547	2 長期借入金	588,150
(2) 機械及び装置	12	3 退職給付引当金	590
(3) 工具、器具及び備品	723	4 役員退職慰労引当金	320
(4) 建設仮勘定	1	5 その他	554
2 無形固定資産	1,766		
(1) 商標権	36	負債合計	800,259
(2) ソフトウェア	1,117	(純資産の部)	
(3) ソフトウェア仮勘定	612	I 株主資本	357,811
3 投資その他の資産	449,559	1 資本金	50,000
(1) 投資有価証券	155	2 資本剰余金	298,795
(2) 関係会社株式	375,697	(1) その他資本剰余金	298,795
(3) 関係会社長期貸付金	73,049	3 利益剰余金	10,268
(4) 繰延税金資産	458	(1) 利益準備金	1,941
(5) その他	198	(2) その他利益剰余金	8,327
		繰越利益剰余金	8,327
資産合計	1,158,574	4 自己株式	△1,252
		II 評価・換算差額等	△0
		1 その他有価証券評価差額金	△0
		III 新株予約権	504
		純資産合計	358,315
		負債純資産合計	1,158,574

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

区分	金額	
I 営業収益		
1 関係会社受取配当金	7,845	
2 関係会社受入手数料	10,980	
3 その他の営業収益	82	18,908
II 販売費及び一般管理費		9,100
営業利益		9,808
III 営業外収益		
1 受取利息	9,014	
2 その他	590	9,604
IV 営業外費用		
1 支払利息	8,018	
2 社債利息	156	
3 その他	234	8,409
経常利益		11,003
V 特別損失		
1 固定資産除却損	9	9
税引前当期純利益		10,993
法人税、住民税及び事業税	1,019	
法人税等調整額	218	1,238
当期純利益		9,755

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社西武ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川井 克之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 裕司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 理 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西武ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西武ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月14日

株式会社西武ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	川 井 克 之 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鈴 木 裕 司 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	鈴 木 理 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西武ホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月16日

株式会社西武ホールディングス 監査役会

常勤監査役 矢 崎 通 文 ㊞

監 査 役 永 関 勲 ㊞

社外監査役 深 澤 勲 ㊞

社外監査役 迫 本 栄 二 ㊞

以 上

株主総会会場 ご案内図

開催会場

埼玉県所沢市くすのき台一丁目11番地の2
西武第二ビル（8階） くすのきホール



(お願い)

- 株主総会当日は、当社役員、係員等においては、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承賜りますとともに、株主さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 当日ご出席の株主さまへのお土産や乗車券のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

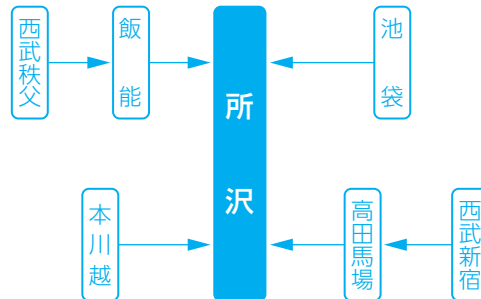
西武第二ビル(8階) くすのきホール



交通のご案内

西武池袋線・西武新宿線
「所沢駅」東口徒歩1分

所沢駅までの経路



Seibu Group
でかける人を、ほほえむ人へ。